

第4章 写真管理基準

(適用範囲)

1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。
 - ①着手前及び完成写真（全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影。また、既済部分写真等を含む。）
 - ②施工状況写真
 - ③安全管理写真
 - ④使用材料写真
 - ⑤品質管理写真
 - ⑥出来形管理写真
 - ⑦災害写真
 - ⑧事故写真
 - ⑨その他（公害、環境、補償等）

(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は、次の場合は撮影を省略することができる。

- (1) 品質管理写真について、公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センターで実施された品質証明書を保管整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真について、監督員または監督補助員が臨場して段階確認した場合。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。
 - (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
 - (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事写真の提出)

8. 工事写真の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 工事写真帳に施工段階毎で整理し、工事完成時に1部提出する。ただし、電子納品対象工事は（電子納品対象工事の取扱い）による。
- (2) 監督員の指示があった写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

(電子納品対象工事の取扱い)

9. 工事写真の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の「整理条件」に示すものを標準とし、工事完成時に一部提出する。
なお、整理条件とは、受注者が「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。
- (2) 電子成果品（電子データ）の整理、提出等は、鳥取県県土整備部電子納品運用ガイドラインによる。

(不可視部分の写真管理)

10. 工事写真は施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所又は工事検査時に確認困難（高所等で足場を解体し危険な箇所等）な箇所については、写真により出来形寸法が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

(留意事項等)

11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員との協議により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、監督員と協議のうえ、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 撮影箇所が分かりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

(その他)

12. 用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 整理条件の不要とは、電子成果品（電子データ）は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。
- (4) 施工箇所とは、施工1ブロックをいう。ただし1ブロックでも形状、寸法、規格等が変わるごとに1施工箇所とする。
- (5) 「〇〇m又は1施工箇所に1回」と記載してあるものは、1施工箇所の施工延長が〇〇mに満たない場合、1施工箇所毎に1回撮影すること。